

# JR東海労ニュース

No. 978

2007年 9月20日

JR東海労働組合

## JR東海は人権侵害をやめろ！

9月19日、本部・名古屋地本は愛知県労働局、愛知県弁護士会人権擁護委員会、愛知県法務局人権擁護部に出向き、「名古屋地本加藤業務部長に対する不当な就業制限は人権侵害にあたる」ことを強く訴えました。あわせて、すでに2ヶ月以上も続いている就業制限を1日も早く撤回するよう、会社への指導を要請しました。

労働局では、「会社の判断で一方向的に就業制限をかけているにもかかわらず、賃金が6割しか支払われないのは、労働者の生活を無視したものであり、一般論としては議論の余地があるのではないか」というコメントが述べられました。

さらに、法務局人権擁護部でも、「すでに第三者が介入している事柄に対して、その結論が出ていない段階で就業制限をかけ、所定の賃金を支払わないと言うことは人権擁護の観点から検討する余地はある」、「『疑わしきは罰せず』と言う考え方を逸脱しているという主張は理解する」と、私たちの訴えの合理性について理解する見解が明らかにされました。

弁護士会人権擁護委員会でも申入書が受理され、10月の委員会で協議されることとなりました。

私たちは、会社・愛知県警による事件デッチ上げ・就業制限を断じて許さず、職場から撤回に向けて闘います。

愛知県の労働局、法務局人権擁護部、  
弁護士会人権擁護委員会にJR東海の  
人権侵害を訴え、理解を得る！